

# 鳥取県公報

昭和二十六年十一月六日  
第二千二百五十九号  
火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

## 主要目次

- ◇規則 建築士法施行細則中改正規則
- ◇告示 昭和二十六年第三、四半期母子寮等事務費月額基準測量の終了について
- 種畜の廃用
- 牛の結核病検査実施
- 医薬品地方販売業者登録申請期限について

## 規則

### ◇鳥取縣規則第七十六号

建築士法施行細則（昭和二十五年鳥取県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月六日

鳥取県知事 西尾愛治

建築士法施行細則中改正規則

第十八條の次に次の六條を加える。

（聽問）

第十九條 法第十條第二項（法第二十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による聽問（以下「聽問会」という。）は、知事または知事の指名したものが議長となつて行う。

（聽問会開催の通知）

第二十條 聽問会を開催しようとするときは、命じようとする処分、処分の事由並びに聽問会の期日及び場所をあらかじめ被聽問者に通知するものとする。

（代理人）

第二十一條 被聽問者が聽問会に代理人を出席させるときは委任状を添えあらかじめ知事に届け出なければならぬ。

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル）

火金 曜日發行（時ハ翌日）

昭和二十六年十一月六日  
第二千二百五十九号

（昭和四年四月十五日）  
第三種郵便物認可

(聽問の機会放棄)  
 第二十二條 被聽問者又はその代理人が正当な理由がなく聽問会に出席しないときは、聽問の機会を放棄したものとみなす。  
 (会場の秩序)

第二十三條 傍聽人は聽問会において発言することができない。但し、議長の許可を得た場合はこの限りでない。  
 5。 議長は、聽問会の秩序をみだすおそれがあると認めるときは傍聽人に退場を命じ又は入場を制限することができる。

(記録)  
 第二十四條 議長は、書記を指名し、聽問の次第、内容の要点を記録させなければならない。  
 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第四百九十六号  
 兒童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十三條及び第二十七條第一項第三号の規定による措置のため支出する費用のうち昭和二十六年年度第三、四半期母子寮、養護施設、乳兒院事務費の月額を次の通りとする。  
 昭和二十六年十一月六日

施設種別	施設名	所在地	月 額
母子寮	岩井母子寮	岩美郡岩井町	九、九二〇
〃	郡家〃	八頭郡郡家町	一四、八八〇
〃	溝口〃	日野郡溝口町	一一、五七三
養護施設	鳥取こども学園	鳥取市	一〇六、〇〇二
〃	青谷〃	氣高郡青谷町	二六、八一六
〃	因伯子供学園	東伯郡倉吉町	六八、六八三
〃	光徳天心学園	西伯郡光徳村	二二、三四七
〃	聖國天使園	米子市	七五、三一七
乳兒院	米子乳兒院	〃	二三、一五七

◇鳥取縣告示第四百九十七号  
 次の通り基本測量を終了した旨建設省地理調査所長より通知があつた。

測量実施区域	終了月日	鳥取県知事	西 尾 愛 治
鳥 取 市	九月七日		
東伯郡倉吉町	九月十三日		

◇鳥取縣告示第四百九十八号  
 次の種畜は廃用された。

昭和二十六年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

種畜証明書番号	名前	種類	飼養者住所氏名
昭二四鳥 取二四八	第九比叡	ホルスタイン種	東伯郡赤碕町 鳥取県種畜場
〃 一二	第十鈴蘭	黒毛和種	八頭郡佐治村 長谷 松藏

〃 一四二	昭 福	〃	岩美郡米里村	前田喜代治
〃 二六二	松 風	〃	氣高郡日置谷村	大口 末吉
〃 二七六	山 文	〃	八頭郡智頭町	山村 武雄
〃 二八七	宮 本	〃	岩美郡宇倍野村	西垣 繁藏

◇鳥取縣告示第四百九十九号  
 家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第三十一條の規定により牛の結核病検査を次のように実施する。  
 昭和二十六年十一月六日

- 一 実施の目的  
牛の結核病まん延の防止
- 二 実施する区域  
別表の通り
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している牝牛並びにこれらの牛と同一施設内で飼育している牛

四 実施の期日  
別表の通り

五 検査、注射、薬浴又は投薬の別及びその方法  
ツベルクリン皮内注射による牛の結核病検査  
別表

検査日	開始時間	検査場所	検査区域
十一月二十一日	午前九時	東伯郡三徳村	東伯郡三徳村
十一月二十二日	午後一時	三朝村	三朝村
十一月二十三日	午前九時	旭村	旭村
十一月二十四日	午後一時	三朝村	三朝村
十一月二十五日	午後一時	旭村	旭村
十一月二十六日	午前九時	社村国府	社村
十一月二十七日	午後一時	倉吉町小鴨	倉吉町小鴨
十一月二十八日	午後一時	倉吉町小鴨	倉吉町小鴨
十一月二十九日	午後一時	古川	古川
十一月三十日	午前九時	上井町福庭	上井町
十二月一日	午後一時	西郷村八屋	西郷村
十二月二日	午後一時	上北條村新田	上北條村
十二月三日	午後一時	下北條村松神	下北條村
十二月四日	午後一時	高城村上福田	高城村
十二月五日	午後一時	北谷村福本	北谷村
十二月六日	午前九時	舍人村富内	舍人村
十二月七日	午後一時	花見村長和田	花見村
十二月八日	午後一時	由良町家畜市場	由良町(除大谷) 大誠村
十二月九日	午後一時	由良町大谷	由良町大谷
十二月十日	午前九時	浦安町家畜市場	浦安町
十二月十一日	午後一時	八橋町保	八橋町
十二月十二日	午後一時	下郷村美好	下郷村
十二月十三日	午後一時	古布庄村上	古布庄村
十二月十四日	午後一時	上郷村山田	上郷村
十二月十五日	午前九時	栄町西高尾	栄村
十二月十六日	午前九時	成美村鳥取種畜牧場	鳥取種畜牧場
十二月十七日	午後一時	鳥取県種畜市場	鳥取県種畜市場

二十九日	二日	午前九時	赤碕町家畜市場	東伯郡赤碕町
三十日	三日	午後一時	安田村	成美村
三十一日	四日	午前九時	西伯郡彦名村	西伯郡彦名村
十二月一日	五日	午後一時	崎津村	崎津村
十二月二日	六日	午前九時	中浜村内浜	中浜村内浜
十二月三日	七日	午後一時	外浜	余子村 中浜村外浜 大篠津村
十二月四日	八日	午前九時	上道村	上道村
十二月五日	九日	午後一時	外江町	外江町
十二月六日	十日	午前九時	名和村	名和村
十二月七日	十一日	午後一時	夜見村	夜見村
十二月八日	十二日	午前九時	成実村	成実村
十二月九日	十三日	午後一時	天津村	大国村 天津村 手間村
十二月十日	十四日	午前九時	尙徳村	尙徳村 五千石村
十二月十一日	十五日	午後一時	幡郷村	幡郷村
十二月十二日	十六日	午前九時	大高村尾高	大高村
十二月十三日	十七日	午後十一時	米子市皆生	米子市皆生
十二月十四日	十八日	午後二時	西伯郡日吉津村	西伯郡日吉津村
十二月十五日	十九日	午前九時	淀江町家畜市場	淀江町
十二月十六日	二十日	午後一時	宇田川村	宇田川村
十二月十七日	二十一日	午前九時	高麗村	高麗村
十二月十八日	二十二日	午後一時	所子村	所子村
十二月十九日	二十三日	午前九時	大山村坊領	大山村(除赤松)
十二月二十日	二十四日	午後一時	大山村赤松	大山村赤松
十二月二十一日	二十五日	午後一時	庄内村	庄内村
十二月二十二日	二十六日	午後一時	御來屋町家畜市場	御來屋町
十二月二十三日	二十七日	午前九時	逢坂村	逢坂村

十一月 十一日	午後一時	光徳村	光徳村	二十六日 二十九日	江尾町	江尾町
十一月 二十四日	午前九時	鳥取市美保	鳥取市美保 安富	二十七日 三十日	米沢村	米沢村
十二月 二十五日	〃	行徳	行徳 古市 田島	二十八日 十二月 一日	二部村	二部村
二十四日 二十七日	〃	立川	立川 吉方	二十九日 二日	溝口町	溝口町
二十一日 二十四日	〃	気高郡千代水 村	気高郡千代水 村	三十日 三日	八郷村	八郷村
二十二日 二十五日	〃	逢坂村	逢坂村	註 一 生後六箇月以内分娩前一箇月分娩後十日以内の もを除く		
二十四日 二十七日	〃	勝谷村	勝谷村	二 第一回の検査の期日の前六十日以内にツベルク リンを応用したものを除く		
二十六日 二十九日	〃	日置谷村	日置谷村			
二十七日 三十日	〃	美穂村	美穂村			
三十一日 二十四日	〃	八頭郡若桜町	八頭郡若桜町			
二十二日 二十五日	〃	智頭町	智頭町			
二十四日 二十七日	〃	国英村	国英村			
三十一日 二十四日	〃	日野郡福栄村	日野郡福栄村			
二十二日 二十五日	〃	黒坂町	黒坂町			
二十四日 二十七日	〃	根雨町	根雨町			

◇鳥取縣告示第五百号

医薬品配給規則(昭和二十二年十一月厚生省令第三十号)第九條の規定による地方販売業者にならうとする者の登録申請期限を昭和二十六年十一月六日から同月三十日までとする。

昭和二十六年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和二十六年十一月六日印刷  
昭和二十六年十一月六日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町